

## □業者の選定の基本的な考え方について

## 1. 選定方法の確認

設計者の選定に関しては、一般的に①入札、②プロポーザル、③コンペティションなどが考えられる。

種別	指名・公募	選定期間	削減効果
入札方式	指名競争	起工決定から20日間	△
	一般競争	〃	○
プロポーザル方式	指名型	公告から30～40日程度	○
	公募型	公告から45日程度	◎
コンペティション方式	指名型	公告から70日程度	△
	公募型	公告から70日以上	△

建物の規模や性格を考えると、入札方式、つまり単純に金額の安い者を設計者とするのは、妥当とは言にくい。

プロポーザルとコンペティションは、前者が設計者を選定するもので、後者は設計案を選定するものになり、表に示す通り提案書の作成期間の違いから、全体の工程も大きく異なってくる。

また、コンペティション方式は提案者に対し、事前に提案作成費として1社あたり50～100万円程度支払うのが一般的である。また、審査員も外部から建築家などの有識者を招く必要もあり、費用削減効果は低い。

よって、プロポーザル方式による選定とすることで進めたい。

## 2. プロポーザル方式

上表にあるとおり、プロポーザル方式とした場合「指名型」か「公募型」に分かれ、さらに公募型は「一般公募」と「条件付き公募」に分かれる。

- ・指名型：複数社事前に指名し、参加意思を確認のうえ提案してもらう
- ・一般公募：基本的には全国（全世界）から応募が可能
- ・条件付き公募：範囲を絞った形で公募する。例としては以下のものが考えられる
  - \*地域限定型：会社の所在地により応募できるか否か条件を設ける
  - \*実績重視型：過去に同規模同用途の設計実績が有るか否か条件を設ける
  - \*施工一貫型：設計のみではなく施工（地元建設業など）も含めた提案とする

指名型は、町に指名願いを提出している設計事務所から5～8社程度に絞る必要があり、この作業に透明性があるかが常に付きまとう。

一般公募型は、本町では過去に実施例はなく、国内でも年に数例程度と思われる。

条件付き公募は、本町でも実施例があるが、条件設定次第では応募数が極端に少なくなることがあり、大規模な設計事務所が有利になる場合も考えられる。